

(案)

造林事業請負契約書

- 1

事業名

治山事業（下刈作業外3）請負
- 2

履行場所

唐山国有林99ほ林小班外
別添、図面のとおり
- 3

事業内容

下刈作業

0.97ha

補植作業

0.23ha

本数調整伐

2.00ha

丸太筋工

100m
- 4

事業期間

契約締結の翌日から
令和8年2月27日まで
(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、事業内容のとおり)
- 5

作業仕様

別添、作業仕様書のとおり
- 6

請負金額

¥. —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥. —)

7 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提出		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定箇所	引渡予定日
なし				

9 特約事項

特約条件については別紙のとおりとする。

上記請負事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 北薩森林管理署長林友和と請負者 ○○○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び国有林野事造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 住所 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35番地3
分任支出負担行為担当官
北薩森林管理署長 林 友和 印

請負者 住所 ○○市○○
○○○○○○○
○○○○○ ○ ○ ○ ○ 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成の住所及び氏名を記入する。

請負者 ○○共同事業体

代 表 者 ○○林業株式会社
住 所 代表取締役 ○○ ○○ 印

○○林業株式会社
住 所 代表取締役 ○○ ○○ 印

作業内訳書

作業種	林小班	伐区	作業区分	区域面積	控除面積	契約面積	作業期間		備考
							自	至	
下刈	9 9 ほ		全刈 (5)	0.47	0.00	0.47	R7.8.1	R8.2.27	川内
下刈	9 9 〜		全刈 (4)	0.50	0.00	0.50	〃	〃	川内
合計				0.97	0.00	0.97			

【留意事項】

- 1 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
- 2 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
- 3 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

作業内訳書

[illegible]

【留意事項】

- 1 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
- 2 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
- 3 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
- 4 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分	区域面積 距離	控除面積	契約面積 契約距離	作業期間		伐採数量		備考
						自	至	樹種	数量（本/ha）	
本数調整伐	1105ち	選木伐倒	2.00	0.00	2.00	契約日の翌日	R8.2.27	ヒノキ	550	阿久根
		計	2.00 ha	0.00 ha	2.00 ha					
丸太筋工	1105ち	挟込式	100.00	0.00	100.00	契約日の翌日	R8.2.27			阿久根
		計	100.00m	0.00m	100.00m					

- 【留意事項】
- 1 当作業内訳書は、保育間伐（治山費による本数調整伐を含む）及び除伐２類に使用する。
 - 2 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。

使用材料規格内訳書

記入番号	林小班	伐区	作業種	作業区分	契約面積	使用材料等			備考
						品名	品質規格	数量	
1	99ほ		補植	普通方形植	0.23ha	林業用 抵抗性 クロマツ苗木	裸苗（鹿児島県） 根元径 7.0mm上 苗長 25cm～55cm上	700本	川内

下刈作業仕様書

1. 作業方法等

(1) 人力又は人力機械併用による下刈

ア. 全刈

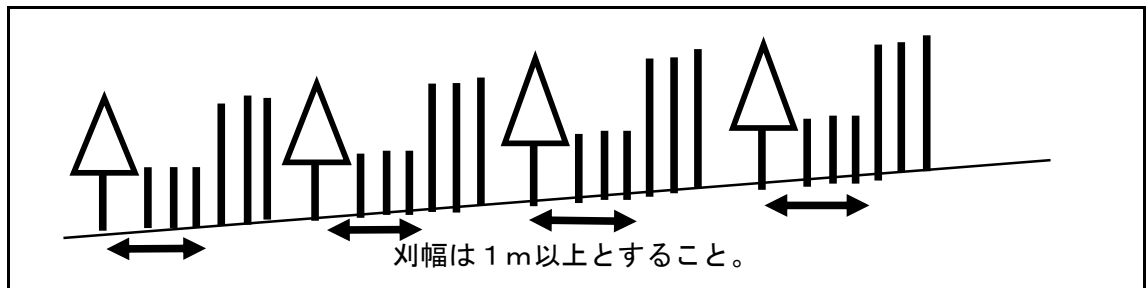
全刈は、区域全面を刈払うこと。

イ. 筋刈

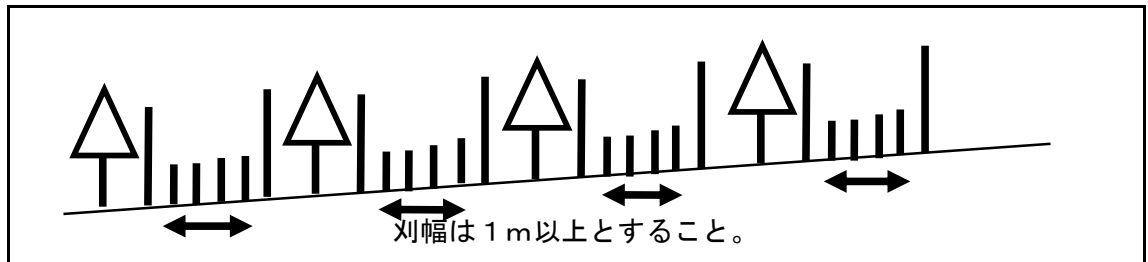
筋刈方法は、下図 として。

筋刈は現地の状況に応じて等高線刈、又は縦列刈とし、刈幅は1 m以上とするこ
現地の状況に応じて、筋刈方法は下図 に変更できるものとする。

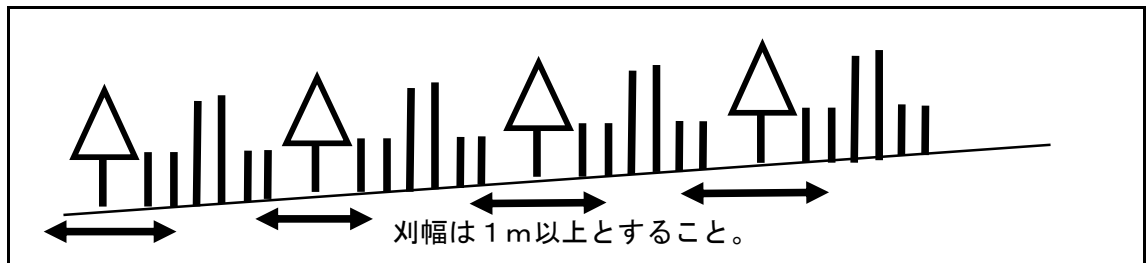
①【一方刈】



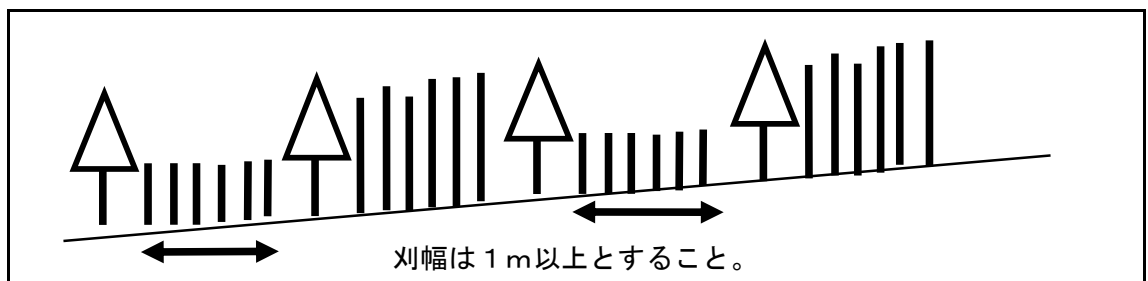
②【一方刈（改良型）】



③【両面刈】



④【交互刈（隔年刈）】



ウ. 坪刈

坪刈は、造林木を中心として、半径〇〇cm以上を刈払うこと。

(2) 除草剤による下刈

除草剤による作業要領は、除草剤使用仕様書のとおりとする。

2. 作業上の留意事項

- (1) 刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。
- (2) 刈高は、植栽木の樹高の $1/3$ 以下の高さとするが、植付後 1・2 年の箇所は出
- (3) 刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は、覆いかぶせないよう注意すること。
- (4) 造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。
- (5) 刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにすること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付及び補植作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

2. 苗木の管理

- (1) 検収を受けた苗木が衰弱しないよう、早急に仮植地に仮植し適切に管理すること。
- (2) 仮植地は監督職員と協議し、できるだけ植付現場に近く、水害等の被害のおそれ
- (3) 仮植地は、仮植の前日までに耕耘しておくこと。
- (4) 仮植は、列状に溝を掘り、苗木は束をほどいて1本並べとし、根が曲がらないように土を寄せて根元の両側をよく踏みしめておくこと。
仮植期間が短い場合でも、束のまま仮植しないこと。
- (5) 樹種、品種等により区分して仮植し、数量等を標示しておくこと。
- (6) 仮植中は苗木の衰弱、枯死を防止するため、こも、わら等で直射日光を遮断し必要に応じて灌水するなどの保護処置を行うこと。
また、仮植地周辺には排水溝を設けること。
- (7) 苗木が衰弱し、植付後の活着が危ぶまれる場合は、その処置について直ちに監督職員の指示を受けること。

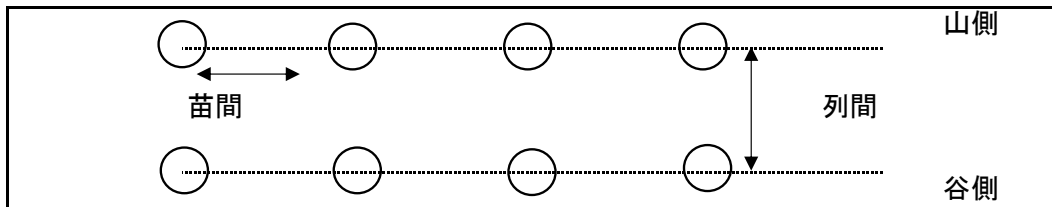
3. 苗木の小運搬

- (1) 仮植地から植付現場まで運搬する苗木は、当日の植付予定本数にとどめ、植え残った苗木は現地に仮植しておくこと。
- (2) 運搬に当たっては、必ず、こも等で梱包し、苗木の乾燥を防止すること。

4. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
		苗間	列間	
抵抗性クロマツ	3,043	1.80	1.80	99ほ

(平面図)



5. 植付要領

- (1) 普通植栽
 - ア. 植付地点を中心に、50cm四方に落葉等の地被物を取除き、中心に植穴を掘る。
植穴は、直径30cm、深さ25cmを基準とし、傾斜地では山側を切り立てて
 - イ. 植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の8分程度入れ、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に土壌を加えて踏みしめること。
 - ウ. 苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

(2) 耕耘植栽

- ア. 植付地点を中心に、80cm四方に落葉等の地被物を取除き、表層の土壌をはぎ取り片脇に寄せ、そのあとをよく耕耘し中心に植穴を掘る。
傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。
植穴は、直径40cm以上、深さ30cm以上とする。
- イ. 植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の8分程度入れて、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に下層の土壌を加えて踏みしめること。
- ウ. 苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

6. 作業上の留意事項

- (1) 植付ける際は苗木袋等を使用し、特に苗木の根元が乾燥しないように注意すること。
- (2) 植付地点が伐根あるいは岩石等で植付困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。
- (3) 植穴の中の木の根、石礫等は取り除くこと。
- (4) 落葉等の地被物が植穴に混入しないように注意すること。
- (5) 植付後は必ず見回り、不良苗木又は植付不良のものは手直しを行うこと。
- (6) 植付ける苗木は、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにしておくこと。

7. 樹種界及び植付除外地の標示

同一記番に複数樹種の植付区域や、あるいは植付除外地がある場合は現地に標示し、不明な場合は監督職員の指示を受けること。

8. 補植作業の留意事項

補植に伴う植付位置等は監督職員の指示に従うこと。

9. 施肥

植付と同時に施肥を行う場合は、植穴に8分程度土を入れたとき、苗木の根元から約15cm離して肥料を施し覆土する。
施肥方法は、現地の傾斜により環状施肥又は半月状施肥とし、施肥器を使用する場合は、点状施肥とする。
施肥量、その他詳細については、監督職員の指示に従うこと。

10. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

11. 獣害防止ネットを設置する場合

- (1) 設置するネット（ポール等の付随品も含む）は、発注者の指定する規格のものを購入し、設置の前に監督職員の検査を受け、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにすること。発注者、又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
- (2) 獣害防止ネット設置にあたっては、獣害防止ネット取扱説明書に従い確実に設置すること。

12. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

丸太筋工特記仕様書

(施工箇所)

- 1 別紙「位置図」のとおりとする。

ただし、地形や林況・植生等の状況により施工箇所の変更を行う場合もある。変更時は監督職員の指示した箇所へ施工すること。また、施工困難な箇所がある場合は監督職員と協議の上、承認を受けた後、施工箇所を変更すること。

請負者は、施工箇所及び施工方法を記した位置図（別紙「位置図記入例」参照）を作成し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれを監督職員に提出すること。

(施工方法)

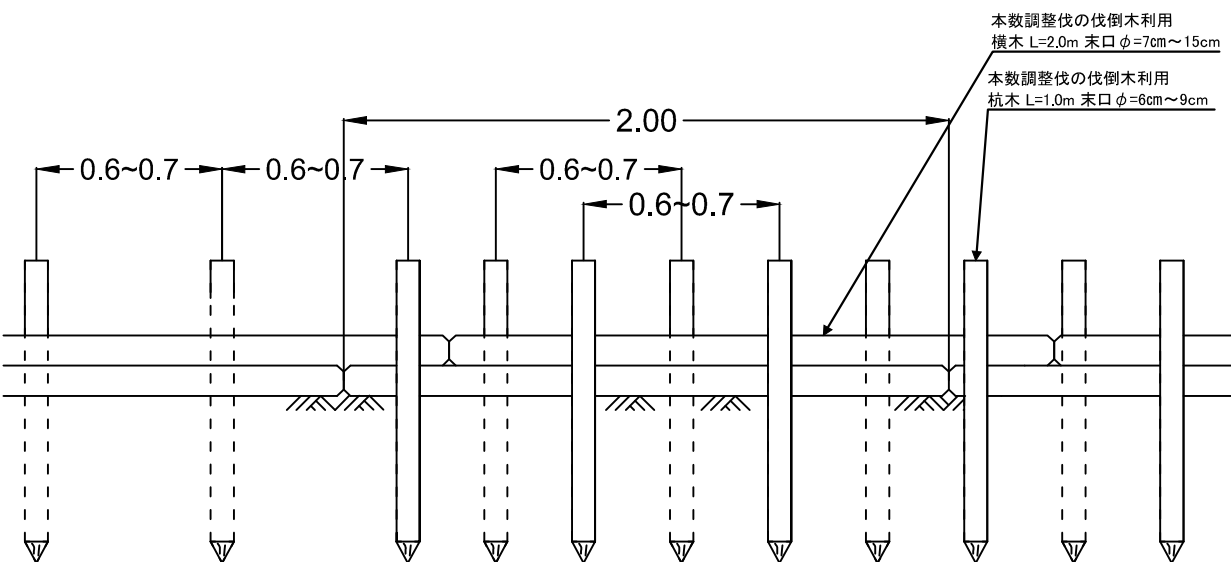
- 2 施工方法については、別紙「丸太筋工標準図（挟込式）」の規格・基準を満たすものであること。

(その他)

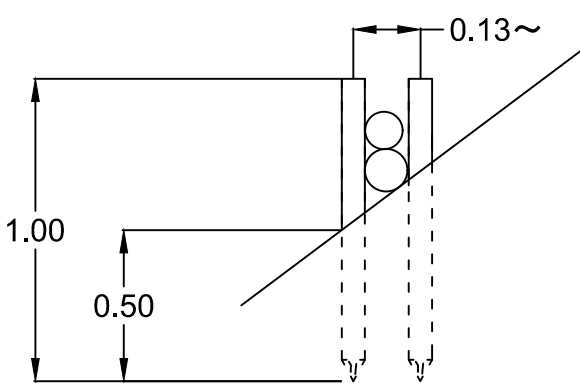
- 3 その他必要な事項または不明な点については、監督職員の指示を受けること。

丸太筋工 標準図 (挟込式)

正面図



断面図



丸太筋工 数量表				10m当り
名称	規格	数量・単位	備考	
横木	L=2.0m * 末口 φ 7cm~15cm	10本	スギ・ヒノキ木材 本数調整伐の伐倒木利用	
杭木	L=1.0m * 末口 φ 6cm~9cm	30本	スギ・ヒノキ木材 本数調整伐の伐倒木利用	

(別紙)

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

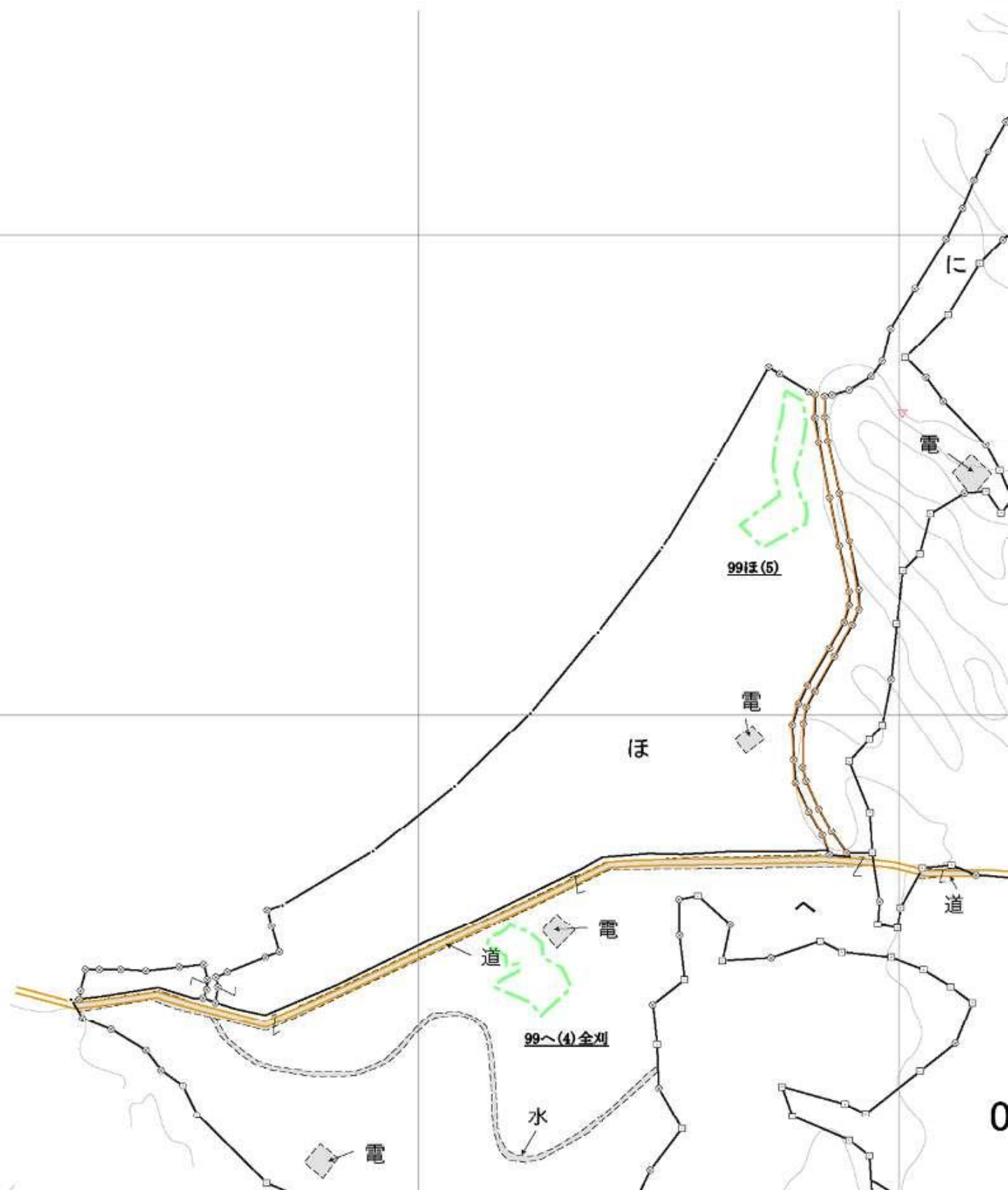
なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

令和7年度 治山事業（下刈作業外3）請負箇所位置図兼区域図

作成者 川内森林事務所 (技)水本 博充

作業種	国有林	林小班	下刈年次	区域面積	控除面積	契約面積
下刈	唐山	99ほ	(5)	0.47		0.47
		99へ	(4)	0.50		0.50
計				0.97		0.97

凡 例	
	契約区域
	除地
	市道



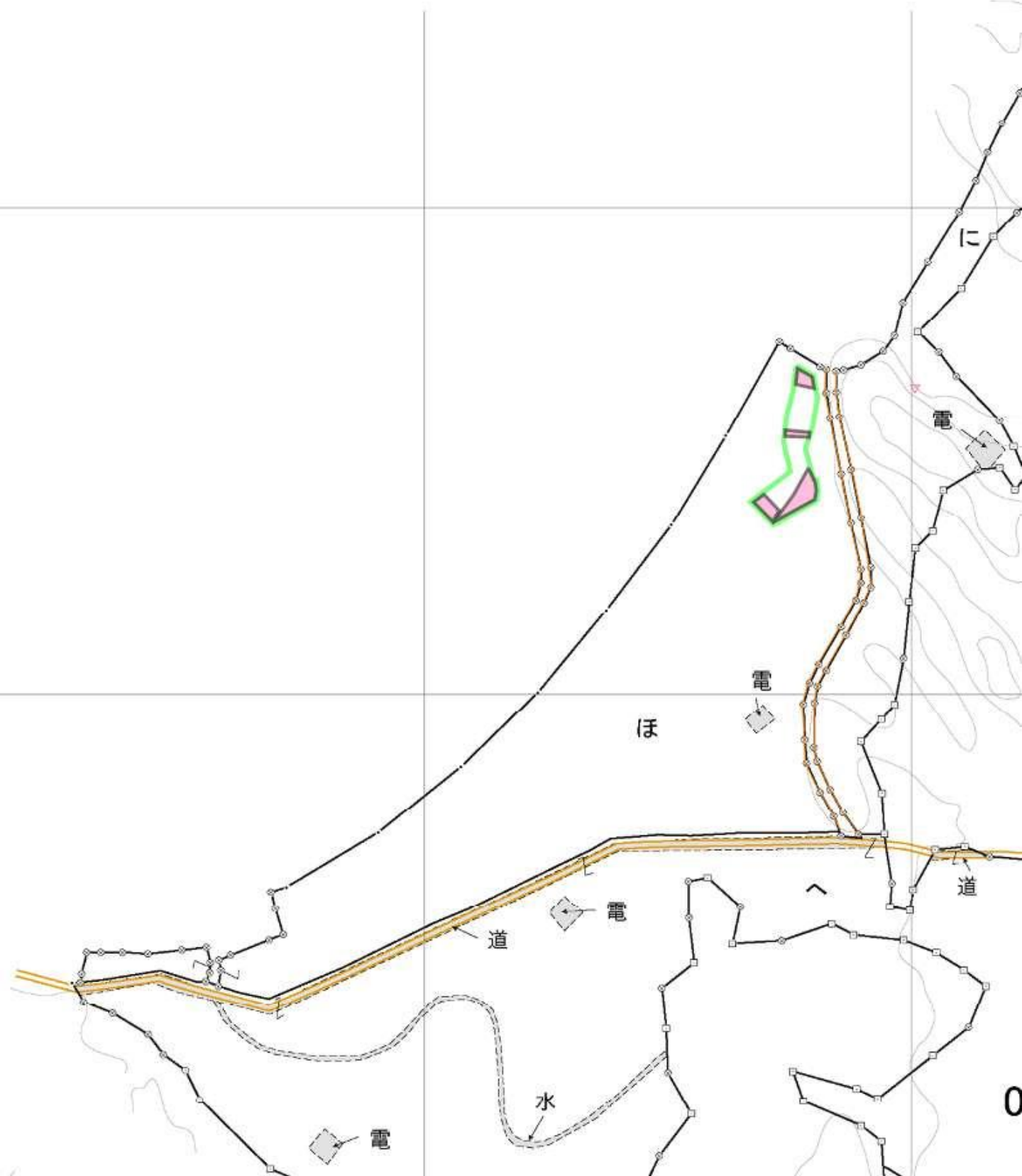
令和7年度 治山事業（下刈作業外3）請負箇所位置図兼区域図

作成者 川内森林事務所

(技)水本 博充

作業種	国有林	林小班	当初年度	区域面積	控除面積	契約面積	使用材料
補植	唐山	99ほ	R3	0.47	0.24	0.23	桧杭性クロマツ 700本
計				0.47	0.24	0.23	

凡 例	
	契約区域
	除地
	市道



令和7年度 治山事業（下刈作業外3）請負箇所位置図
(小班・1/5000)

作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	丸太筋工 延長(m)	伐採数量		備考
							樹種	本/ha	
本数調整伐	田代鹿倉	1105㍍	2.00		2.00	100	ヒノキ	550	
計			2.00		2.00	100		550	

凡例	
实行箇所	
林道	

